**第２回 大阪府健康づくりアワード 募集要綱**

**～健康づくりに取り組んで、健康寿命をのばそう～**

***平成27年7月25日以降に実施した取組みを対象とします！***

***※以前から継続している取組み、イベント等１度限りの取組みでも可***

|  |
| --- |
| **職 場 部 門** |
| **◆中小の事業場（医療・教育機関含む）において、職場（1つの部署などでも可）ぐるみで行う健康づくりの取組み** |
| 取組み例 | ・健診の受診を促進する取組み、従業員の健康状態の把握、健康教室の開催・禁煙プログラムの導入職場における体操・ストレッチの実施・社員食堂のメニュー改善、保健師・管理栄養士などによる生活習慣改善指導・病気になっても治療を受けながら安心して働ける職場づくり　　　　　　等　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| **地 域 部 門** |
| **◆自治体、自治会、住民団体等が行う健康づくりの取組み** |
| 取組み例 | ・地域ぐるみでの健康診断（特定健診、がん検診など）の受診促進の取組み健康保持を目的とした地域での運動の取組み・食生活改善に向けた食育のイベント健康セミナー等の情報発信活動　　　　　　　　　　　　　　　　　　 等 |

**※職場、地域部門ともに、上記取組み例に限らず特色のある取組みを期待しています！**

**【表彰(各部門ごと)】**

**知事賞(最優秀賞)、健康おおさか21会長賞(優秀賞)、奨励賞、特別賞(もずやん賞)**

**【主な評価項目】**

|  |
| --- |
| * 健康寿命の延伸につながる取組み
* 府民への健康意識啓発効果がある
* 先進的な取組みとなっている
* 地域の団体との連携がある
* 活動の規模がわかる客観的な実績値がある
* 他の企業や団体・自治体・個人への波及効果が見込まれる
 |

**【審査に関する事項】**

|  |
| --- |
| * 応募内容については再確認する可能性がありますので、ご協力をお願いします。
* 入賞した応募事例は、団体名や活動写真等をホームページや印刷物で紹介する予定です。
* 審査内容の詳細に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申立については一切お受けできません。
 |

**【その他留意事項】**

○過去5年間に、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがある場合は応募できません。

○表彰内定から表彰式の間、又は表彰後に上記の事項を充たしていない場合、もしくは下記のような事実が認められ

た場合は、表彰を取り消すことがあります。

・応募内容に関わる虚偽・不正が発覚した場合

・応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合

・その他、事務局が必要と認めた場合

○第１回大阪府健康づくりアワードに応募された団体も応募可能です。

（ただし、第１回大阪府健康づくりアワードの受賞団体が、同じ活動内容で表彰されることはありません）

○応募いただいた部門は、活動内容等によって事務局で変更させていただく場合があります。